

## 審 議 資 料

項目：主要環境（大気等、土壌）

担当：片谷委員、中杉委員

## 意 見

## 【大気等】

- 1 建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足するとしているが、計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。

## 【土壌】

- 2 工事中に土壌汚染が確認された場合には、汚染物質の拡散や地下水への浸透などを防止するよう適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること。

## 審 議 資 料

項目：交通（交通渋滞、交通安全）

担当：水村委員

## 意 見

**【交通渋滞、交通安全 共通】**

- 1 工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これらの環境保全措置を徹底し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

**【交通渋滞】**

- 2 計画地の周辺は片側 1 車線道路であり、また、路線バスの停留所が多く存在していると同時に、その停留所に近接して工事用車両の出入口がある。このため、工事用車両の走行に当たっては、出入り口付近を走行する路線バスの運行スケジュールに配慮する計画としていることから、環境保全措置を徹底し、交通の円滑化に努めること。

**【交通安全】**

- 3 計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在しており、工事用車両の走行ルートと通学路が重なっている箇所もある。このことから、環境保全措置を徹底することはもとより、大型車両の走行には特に注意するなど、より一層の交通安全の確保に努めること。